

# 石川県公報

令和3年3月25日(木曜日)

号 外

(第11号)

## 目 次

条 例			
○石川県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 (議会事務局)	1	○石川県議会議員の資産等の公開に関する規程及び石川県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程	2
議 会			
○石川県議会会議規則の一部を改正する規則	1		

## 条 例

石川県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第二十二号

石川県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

石川県政務活動費の交付に関する条例(平成十三年石川県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。  
別記様式中「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の石川県政務活動費の交付に関する条例の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 議 会

石川県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

石川県議会議長 向 出 勉

### 石川県議会規則第一号

石川県議会会議規則の一部を改正する規則

石川県議会会議規則(平成二年石川県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「出産」の下に「、育児、介護」を加え、「その他事故」を「その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石川県議会議員の資産等の公開に関する規程及び石川県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月二十五日

石川県議会議長 向 出 勉

**石川県議会規程第一号**

石川県議会議員の資産等の公開に関する規程及び石川県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程

(石川県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部改正)

第一条 石川県議会議員の資産等の公開に関する規程(平成七年石川県議会規程第一号)の一部を次のように改正する。

第九条中「認印するとともに、」を削る。

別記様式第一号から別記様式第四号までの規定中「選」を「審」に改め、「㊟」を削る。

(石川県政務活動費の交付に関する規程の一部改正)

第二条 石川県政務活動費の交付に関する規程(平成十二年石川県議会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号まで、別記様式第五号及び別記様式第六号中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正前のそれぞれの規程の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。